

専決処分報告（訴えの提起）

平成27年（2015年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件4件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
1	平成27年8月20日 札幌地方裁判所 平成27年(ワ)第1861号 建物明渡請求事件 厚別区もみじ台団地の 入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃117,120円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成27年3月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
2	平成27年8月20日 札幌地方裁判所 平成27年(ワ)第1862号 建物明渡請求事件 東区元町中央団地の入居者	相手方は、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、居住実態も確認できないことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃310,500円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成27年5月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。
3	平成27年8月20日 札幌地方裁判所 平成27年(ワ)第1865号 建物明渡請求事件 手稲区前田公園団地の入居者	2に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃227,700円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 2の(3)に同じ。
4	平成27年8月20日 札幌地方裁判所 平成27年(ワ)第1866号 建物明渡請求事件 厚別区ひばりが丘団地の入居者	2に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃167,400円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 2の(3)に同じ。